

# 左近山ハンドブック



令和6年度

横浜市立左近山中学校

# 横浜市歌

森林太郎 作詞  
南 能衛 作曲

わが<sup>ひ</sup>日<sup>もと</sup>の本<sup>しまくに</sup>は島国よ

朝日<sup>あさひ</sup>かがよう海<sup>うみ</sup>に

連<sup>つら</sup>なりそばだつ島<sup>しましま</sup>々なれば

あらゆる<sup>くに</sup>国<sup>ふね</sup>より舟<sup>かよ</sup>こそ通え

されば<sup>みなと</sup>港<sup>かずおお</sup>の数多かれど

この<sup>よこはま</sup>横浜にまさるあらめや

むかし<sup>おも</sup>思えば とま屋<sup>けむり</sup>の煙

ちらりほらりと<sup>た</sup>立てりし<sup>ところ</sup>処

今はもも<sup>ふね</sup>舟<sup>ち</sup>もも千舟<sup>ふね</sup>

と<sup>と</sup>泊まる<sup>ところ</sup>処<sup>み</sup>ぞ見よや

は<sup>は</sup>果てなく栄<sup>さか</sup>えて行く<sup>ゆ</sup>らんみ代<sup>よ</sup>を

かざ<sup>かざ</sup>飾<sup>たから</sup>る宝<sup>い</sup>も入りくる<sup>みなと</sup>港

# 校 歌

## ばらの青春

関根栄一 作詞  
湯山 昭 作曲

生き生きと歌いあげて(♩ = 112 ~ 116 くらい)



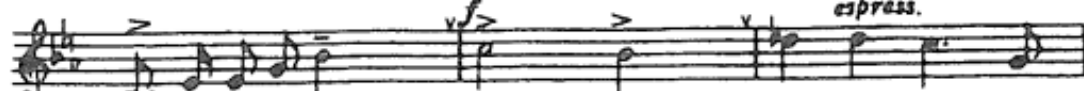
1. おかにそびえる しろいまち しろいふるさと  
2. ままれゆうひの ばらいろに ばらのかおりの



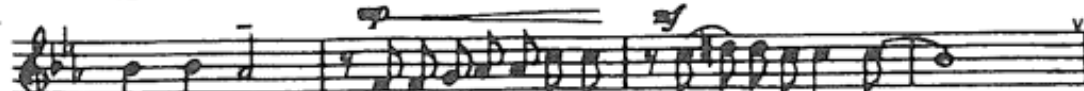
わがほころ あたらしい かぜが  
せいしゅんよ ゆうじょうは かたく



すばらしい くもが ここにうまれる  
しんじつを もとめ つねにすすもう



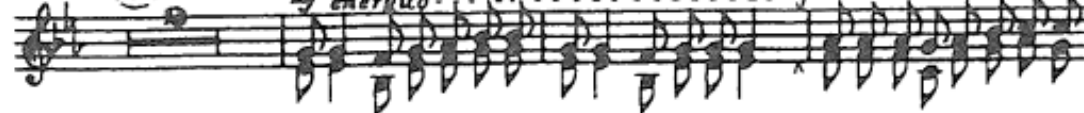
わいてくる ああ こころの  
たくましく ああ こころの



まどを あけておきな ゆめにいきよう  
うたを わかいいのちを うたいあげよう



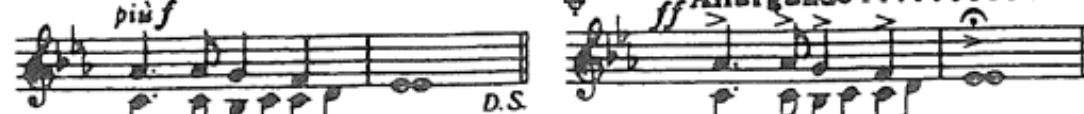
**Trio** ちょうがくわれーら さこんやま  
ちょうがくわれーら



やまをひらいて そらにせまる じだいのとどろき



ゆるがぬだいち さがみのくによ



いつまでも さこんやま

## 学校目標

思いやりを持って  
自ら動く

令和5年の夏、この学校目標が生まれました。その年、改めて「左近山中学校がどんな学校であってほしいか」その思いをみんなで確認しました。保護者の代表のPTAに話を聞き、教職員で研修会を開いて、職員一人ひとりの思いを伝えあい、夏休みの間中、地域の「ほっとさこんやま」にご意見を聞くためのポストを設置して、意見をもらいました。最後に、生徒に「学校目標に込めたい気持ち」を聞かせてほしい、と伝えて一人ひとりの考えを書いてもらいました。そして、みんなの思いを覚えやすい「長さ」でまとめることを約束しました。

できた目標を発表する日には、生徒も、教職員も一緒に、体育館で、プロジェクターを使って、実際に集められた思い・言葉を、確認しました。「まず、保護者のお考えは…、次に、先生たちの思いは…、そして、地域の皆さんの思いは…、最後に、生徒の皆さん一人ひとりの思いです…。そして できた新しい学校目標がこれです。」

「いじめのない、安心な学校生活には、「思いやり」を持たなければならないこと」大切です。もう一つは左近山中の生徒の良いところであり、見直したいところでもある「人の話を素直に聞いて、指示通り動くことができるところ」、これを良いところは残ししつつ、「人に言われて動く」だけでなく「自らから考えて動く」人にもなろう、そういう成長を求めた目標です。

これを合言葉にして、みんなで学校生活を送り、その実現を目指していきましょう。

## 左近山中学校生徒心得

- ◎ だれもが、安心して、安全に過ごせる学校
- ◎ だれもが、快適に、集中して学習できる雰囲気
- ◎ TPO(時・場所・場面)を考えて行動し、けじめのある生徒

### 安心・安全

☆ 自分がけがをしない、人にけがをさせない。トラブルは予防しましょう。

- ・ 登下校中は、交通のマナーを守りましょう。
- ・ 周りに気を配り、安全に注意しましょう(荷物の置き場所、道具の扱い方、遊び方…等)。
- ・ 他の教室に無断で立ち入らないようにしましょう。
- ・ 生徒どうしの物の貸し借りはやめましょう。忘れ物がある場合は、担当の先生に相談しましょう。

### 学習に集中

☆ 学校は学習をする場です。授業やその他の学習活動に対して、全力で真剣に取り組みましょう。

- ・ 学習するのにふさわしい服装や態度で授業に臨みましょう。
- ・ 学習に必要なものを持ち込みはやめましょう。

### 生活のきまり

#### ① 服装について

- ・ 学校生活は標準服で過ごします。
- ・ 行事等で指定された日は、体操着またはジャージで登下校をします。
- ・ 季節によって各自で服装を調整し、授業に集中しましょう。衣替えは特に定めていません。

	夏	冬
A	白ワイシャツ ポロシャツ(学校指定) 紺スラックス	ブレザー(校章をつける) 白ワイシャツ 紺スラックス
B	白ワイシャツ または 白ブラウス 紺ベスト(学校指定) 紺スカート または 紺スラックス	ブレザー(校章をつける) 白ワイシャツ または 白ブラウス 紺ベスト(学校指定) 紺スカート または 紺スラックス

- ・ ジャージ、体操着、体育館履きは学校指定です。上履きは学年色のものとしします。
- ・ 気温が低い場合、ブレザーの中にセーターやカーディガンを着用したり、登下校中に防寒着を着用したりすることができます。
- ・ 靴下、かばん、外履き、防寒着、セーター類について、指定はありませんが、白、黒、紺、青系、ベージュ、茶系とし、ピンクや赤など派手な色や模様のないものとしします。
- ・ トレーナーやパーカーはふさわしくありません。
- ・ 標準服やジャージは、正しく清潔に着こなしましょう。故意に形を変えてはいけません。  
(ズボンやスカートを折り曲げない、ワイシャツを外に出さない、など。)
- ・ 部活動の服装は、部活動のときのみに限ります。
- ・ 髪は奇抜にせず、公の場にふさわしいものにしましょう。髪染め、脱色等はいけません。
- ・ 装飾品(ピアス・ネックレス等)は身に着けません。
- ・ 1日の最後の授業が体育等の場合、着替えずに体操着またはジャージで下校してもよいです。

## ② 持ち物について

- ・ 携帯電話、スマートフォンは持ち込み禁止です。
- ・ 刃物(はさみを含む)などの危険物は持ち込み禁止です。
- ・ 学習や学校生活に必要なものは持ってこないようにしましょう。
- ・ 事情があって持ってきた貴重品は、必ず朝のうちに担任の先生に預けましょう。
- ・ 飲み物はお茶類かスポーツドリンクとし、水筒かペットボトルで持ってきてましょう。  
(容器は持ち帰る)

## マナー・はじめ

☆ 学校生活を通して、社会性を身につけましょう。

### ① あいさつ・言葉遣い

- ・ 元気にあいさつをしましょう。
- ・ 「親しき仲にも礼儀あり」の精神を大切にしましょう。
- ・ 友達や先生だけでなく、来校した方にも丁寧にあいさつしましょう。

### ② 時間を守る

- ・ 8:40に朝学活が開始されます。余裕を持って登校しましょう。
- ・ 授業は、始業のチャイムが鳴る前に着席をしましょう。休み時間のうちに、次の授業の準備を済ませておきましょう。
- ・ 活動終了時刻、完全下校時刻を守りましょう。

### ③ 身だしなみ

- ・ 儀式的行事の際は、標準服を正しく着用しましょう。  
(入学式・卒業式・始業式・着任式・離任式・終業式・修了式)

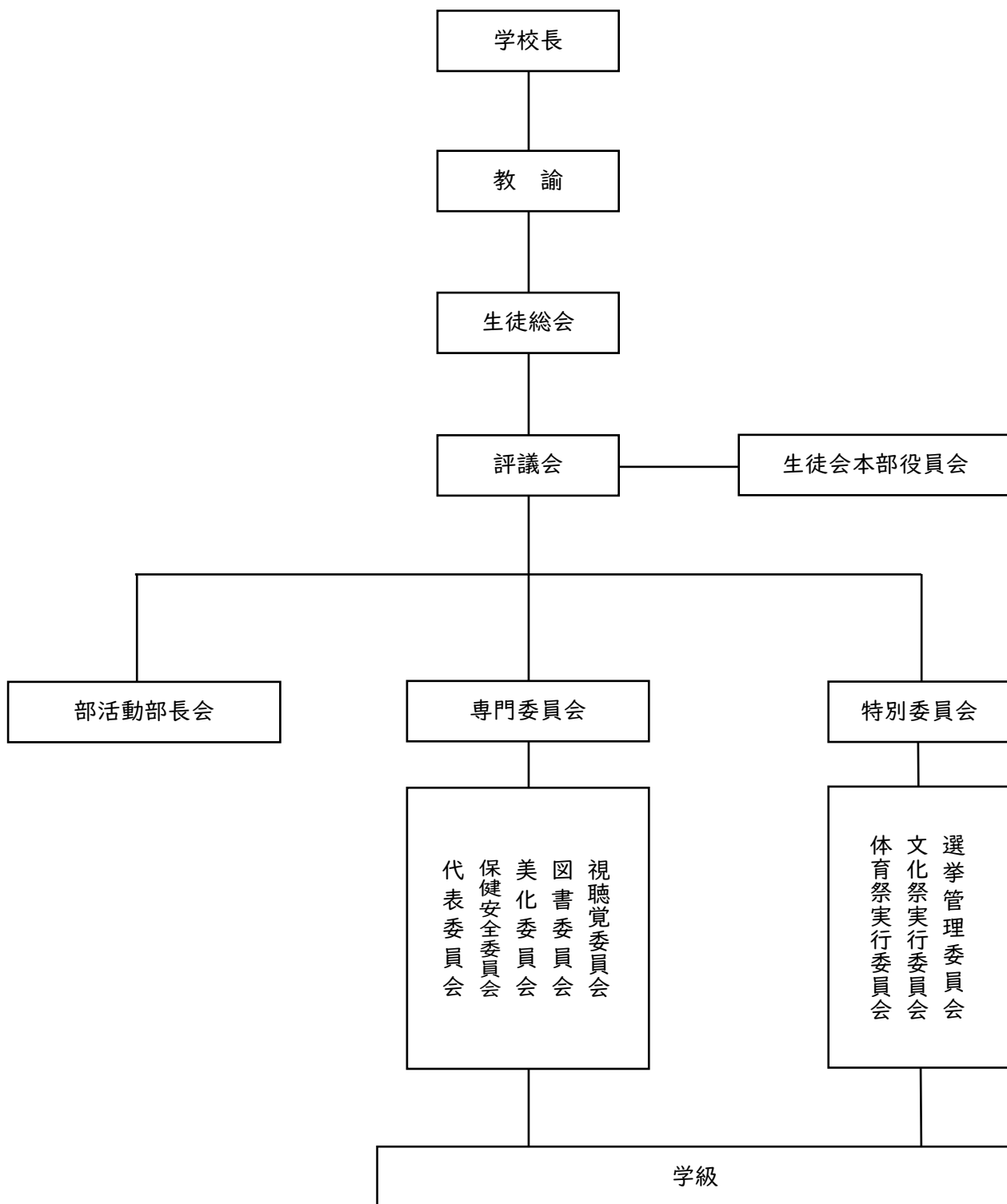
#### ④ 職員室

- ・ 職員室には入れません。ノックをして扉を開け、用事のある先生を呼びましょう。
- ・ 朝の 8:20~8:35 は会議をしています。用事がある場合にはその前後の時間に済ませましょう。会議中は職員室前にとどまらないようにしましょう。

#### ⑤ その他

- ・ トラブル防止のため、他学年のフロアには行かないようにしましょう。3階の渡り廊下は、緊急時以外は通行できません。
- ・ 欠席、遅刻、早退や、やむを得ない欠課、異装等は、必ず保護者の方から連絡をしてもらってください(アプリを利用または電話)。

# 生徒会組織図





# 生徒会会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、横浜市立左近山中学校生徒会と称する。

### 第2条（会員）

- (1)会員は、本校生徒全員をもって組織する。
- (2)会員は、生徒会本部役員の選挙権・被選挙権をもつ。ただし、翌年度の生徒会本部役員選挙においては、3年生は選挙権のみを有する。
- (3)会員は、生徒総会・学級生徒会における議決権を有する。
- (4)会員は、本会の規定する全ての規約を守る義務を負う。

### 第3条（顧問）

本会は、学校長を最高顧問として教諭を生徒会顧問に推挙する。本会の議決事項は、最高顧問及び生徒会顧問の助言と承認を得て執行されるものとする。

### 第4条（目的）

本会は、学校目標である「思いやりを持って自ら動く」の精神を基に、会員の主体的活動を通じて、よりよい学校生活の実現を図るとともに、一人ひとりの社会人としての資質・能力を身につけることを目的とする。

## 第2章 機関

### 第5条（機関の設置）

本会に次の機関を設置する。

- (1)生徒総会
- (2)評議会
- (3)生徒会本部
- (4)専門委員会
- (5)特別委員会
- (6)部活動部長会

## 第1節 生徒総会

### 第6条（地位）

生徒総会は、本会の最高議決機関である。

### 第7条（定足数・表決）

生徒総会は、全会員の2/3以上の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

### 第8条（常会）

生徒総会の常会は、毎年1回会長が招集する。

#### 第9条（臨時会）

生徒総会の臨時会は、次のいずれかの事項に該当する場合に会長が召集する。

- (1)会長及び生徒会本部の要求があった場合。
- (2)評議会において、全評議員の2/3以上の要求があった場合。
- (3)全会員の過半数の要求があった場合。

#### 第10条（議長団）

生徒総会の議長団は、生徒会本部役員が務める。

#### 第11条（議決事項）

生徒総会では、次の事項を審議し、決定する。

- (1)生徒会本部、専門委員会、特別委員会における昨年度の事業報告。
- (2)生徒会本部、専門委員会、特別委員会における今年度の事業計画。
- (3)生徒会会則及び生徒会本部役員選挙規定、生徒心得等の「左近山中ハンドブック」における規約の制定・改廃。
- (4)その他、本会の目的達成に必要な事項。

### 第2節 評議会

#### 第12条（地位）

評議会は、生徒総会に次ぐ議決機関である。

#### 第13条（構成）

評議会は、生徒会本部役員、各専門委員長、各特別委員長、各学級の代表委員によって構成される。

#### 第14条（定足数・表決）

評議会は、全評議員の2/3以上の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。ただし、会則の改正については第37条に定めるところとする。

#### 第15条（常会）

評議会の常会は、原則として月1回会長が召集する。

#### 第16条（臨時会）

評議会の臨時会は、次のいずれかの事項に該当する場合に会長が召集する。

- (1)会長及び生徒会本部の要求があった場合。
- (2)評議会において、全評議員の過半数の要求があった場合。

#### 第17条（議長団）

生徒総会の議長団は、生徒会本部役員が務める。

#### 第18条（議決事項）

評議会では、次の事項を審議し、決定する。

- (1)生徒会全体における月の活動報告と活動計画。
- (2)委員会報告や意見箱などを通して、評議会に提出された議案。
- (3)生徒会行事に関する事項。
- (4)その他、本会の目的達成に必要な事項。

### 第3節 生徒会本部役員会

#### 第19条（構成）

生徒会本部役員会は、会長（2年・1名）とその他の本部役員（2年・3名／1年・3名）によって構成される。

#### 第20条（本部役員の選出）

生徒会本部役員は、生徒会本部役員選挙によって選出される。

#### 第21条（本部役員の任期）

生徒会本部役員の任期は、後期開始日から翌年の前期終了日までとする。

#### 第22条（兼任）

生徒会本部役員は、専門委員や特別委員を兼任することができない。

#### 第23条（職務）

生徒会本部役員の職務は、次のように定める。

- (1)会長は、生徒会の代表であり、会全体の運営にあたる。
- (2)会長やその他の本部役員は、生徒会全体の運営方針の立案や評議会の運営、生徒会の議事録や関係資料の作成・保管を行う。

### 第4節 専門委員会

#### 第24条（機関の設置）

本会に次の専門委員会を設置する。

- (1)代表委員会
- (2)保健安全委員会
- (3)美化委員会
- (4)図書委員会
- (5)視聴覚委員会

#### 第25条（委員の選出）

各専門委員は、各学級から選出された2名の委員で構成される。しかし、代表委員は各学級から選出された男女1名ずつの委員で構成される。

#### 第26条（委員の任期）

各専門委員の任期は、原則として6か月とし、前後期ともに開始日から終了日とする。

#### 第27条（委員の再任・兼任）

各専門委員の再任を認める。また、各専門委員は、生徒会本部役員やその他の専門委員、特別委員を兼任することができない。

#### 第28条（委員長を選出）

各専門委員長は、それぞれの専門委員会で互選する。

#### 第29条（職務）

各専門委員会は、それぞれの専門委員会に関する事項並びに評議会に提出すべき議案を審議し、決定する。

## 第5節 特別委員会

### 第30条（機関の設置）

本会に次の特別委員会を設置する。

- (1) 体育祭実行委員会
- (2) 文化祭実行委員会
- (3) 選挙管理委員会

### 第31条（委員の選出）

各特別委員は、各学級から選出された男女1名ずつの委員で構成される。しかし、選挙管理委員は各学級から選出された1名の委員で構成される。

### 第32条（委員の任期）

各特別委員の任期は、体育祭実行委員及び選挙管理委員は前期開始日から前期終了日まで、文化祭実行委員は前期開始日から後期終了日までとする。

### 第33条（委員の兼任）

各特別委員は、生徒会本部役員や専門委員、その他の特別委員を兼任することができない。

### 第34条（委員長の選出）

各特別委員長は、それぞれの特別委員会で互選する。

### 第35条（職務）

各特別委員会は、それぞれの特別委員会に関する事項並びに評議会に提出すべき議案を審議し、決定する。

## 第6節 部活動部長会

### 第36条（構成・職務）

部活動部長会は、各部活動の部長で構成し、部活動に関する事項並びに評議会に提出すべき議案を審議し、決定する。

## 第3章 規約の改正

### 第37条（改廃の手続き）

本会則及び生徒会本部役員選挙規定、生徒心得等の「左近山中ハンドブック」における規約の制定・改廃は、評議会の議長団に改正案が提出され、評議会の全評議員の2/3以上の賛成によりこれを発議し、生徒総会で全会員の過半数の賛成により成立する。

## 第4章 補則

### 第38条（会則の発効）

本会則は、昭和49年4月1日より施行する。

### 第39条（細則）

本会則に関する細則は、評議会にて議決する。しかし、本会則に反する細則は効力を有しない。

### 第40条（議事録）

本会に次の書類を備える。

- (1) 生徒総会の議事録
- (2) 評議会の議事録
- (3) 生徒会本部役員会の議事録
- (4) 各専門委員会の議事録
- (5) 各特別委員会の議事録

# 生徒会本部役員選挙規定

## 第1条(目的)

本規定は、生徒会会則に則り、生徒会本部役員を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明できる意思によって公正に行われることを確保し、会員が選挙に対する正しい知識を持ち、社会学習の一助とすることを目的とする。

## 第2条(適用範囲)

本規定は、生徒会本部役員選挙について適用する。

## 第3条(実施時期)

生徒会本部役員選挙は毎年10月中に実施される。

## 第4条(定数)

生徒会本部役員の定数は、次の通りとする。

- (1)会長：2年(1名)
- (2)その他の本部役員：2年(3名)／1年(3名)

## 第5条(選挙事務の管理)

本規定において選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

## 第6条(選挙管理委員会の組織)

選挙管理委員会は、生徒会会則第30～35条に則って組織される。

## 第7条(選挙管理委員会の任務)

- (1)生徒会本部役員選挙の公示・告示
- (2)立候補者の受付
- (3)立候補者説明会の実施
- (4)立候補者の公表
- (5)選挙運動の運営と管理
- (6)立会演説会・投開票の運営と管理
- (7)当選者の公表
- (8)その他の選挙管理に必要な任務

## 第8条(細則)

生徒会本部役員選挙における細則は、選挙管理委員会において決定する。

## 第9条(選挙権)

会員は、生徒会本部役員の選挙権を有する。

## 第10条(被選挙権)

会員で生徒会本部役員選挙の被選挙権を有する者は、次の通りとする。

- (1)会長：2年生のみ。
- (2)その他の本部役員：1,2年生のみ。

## 第11条(投開票)

### 第1項(原則)

生徒会本部役員選挙は、1人1票の無記名投票で行う。また、会員は立候補者を直接選出する。

## 第 2 項 (投票方法)

投票は選挙管理委員の指示のもとに、指定された投票所において教諭及び選挙管理委員を立会人として、各学年・学級ごとに投票を行う。

## 第 3 項 (無効票)

- (1) 所定の紙を使用していない場合。
- (2) 所定の記入方法を誤った場合。
- (3) 白紙投票である場合。

## 第 4 項 (開票方法)

開票は選挙管理委員会の顧問教諭立ち会いのもとで、選挙管理委員が行い、開票結果を集計し、公表する。

## 第 12 条 (当選)

- (1) 当選は役職別・学年別に得票数順とする。
- (2) 得票数が同数の場合、決選投票を行う。なお、決選投票においても得票数が同数であった場合は学校長のくじ引きで決める。
- (3) 立候補者が定数以内であった場合は信任投票とし、過半数の得票をもって当選とする。
- (4) 当選者は学校長の認証を得て、正式に生徒会本部役員となる。

## 第 13 条 (規定違反)

本規定に違反した立候補者及び会員の処分は、学校長及び選挙管理委員会の顧問教諭に一任する。

## 学校図書館の利用について

★ 学校図書館を利用するときには、次のきまりを守って利用する。

### 1 開館時間 昼休み

※ 司書の先生が在館している時間です。年度当初や年度末、長期休み前、学校行事等、昼休みがないときは閉館)

### 2 貸し出しについて

- (1) 1人2冊まで、期間は2週間。(夏休み、冬休みは1人5冊まで)
- (2) 貸し出し手続きは、図書委員会に図書館カウンターで手続きをしてもらう。
- (3) 借りたい本が貸し出し中の場合、予約もできる。
- (4) 「禁持出」のラベルのある本は貸し出しができません。閲覧だけできます。

### 3 返却について

- (1) 期限内に必ず返すようにしましょう。
- (2) 返却手続きは、図書館カウンターで図書委員会に手続きをしてもらう。図書館が休館の場合、入口前の「返却ボックス」に本を入れる。

### 4 その他

- (1) 必ず目的をもって入館する。
- (2) 館内で遊んだり、大きな声を出して騒いだり、他人の迷惑になる行為は慎む。ルールやマナーを守って利用する。
- (3) 本の取り扱いは注意し、大切に扱う。
- (4) 閲覧する本は学校図書館内で読み、読み終えたら、元の書棚に戻す。
- (5) 開館中は、司書の先生、図書委員の指示に従って利用する。
- (6) 授業で学校図書館を利用するときは、担当の先生の指示に従う。

# 日課表

	5 校 時	6 校 時
生徒登校	8:40	
朝学活	8:40 ~ 8:50	
1 校 時	9:00 ~ 9:50	
2 校 時	10:00 ~ 10:50	
3 校 時	11:00 ~ 11:50	
昼 食	12:00 ~ 12:15	
昼休み	12:15 ~ 12:30	
4 校 時	12:35 ~ 13:25	
5 校 時	13:35 ~ 14:25	
6 校 時		14:35 ~ 15:25
全員清掃	14:25 ~ 14:40	
学 活	14:40 ~ 14:45	15:30 ~ 15:35
係 清 掃		15:35 ~ 15:40
一般生徒下校	15:00	16:00

	5校時		6校時	
	部活動	完全下校	部活動	完全下校
4月～9月	～ 16:45	17:00	～ 17:45	18:00
10月前期	～ 16:45	17:00	～ 17:15	17:30
10月後期	～ 16:45	17:00	～ 16:45	17:00
11月～1月	～ 16:30	16:45	～ 16:30	16:45
2月	～ 16:45	17:00	～ 16:45	17:00
3月	～ 16:45	17:00	～ 17:15	17:30



## 各種警報等の発表に伴う生徒の登校・下校について

横浜市立学校では、気象警報等が発表された場合、生徒の登校・下校は次のとおりとなります。

午前6時の段階で横浜市内に、暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）・降灰予報のいずれかが発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため、臨時休校となります。

登校後、暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・特別警報・降灰予報が発表された場合、学校や地域の状況に応じて、生徒の下校時間を変更するなど、適切な措置を講じます。

暴風警報を伴わない大雨警報、洪水警報の場合は、通常通りの登校です。学校や地域の状況に応じて、適切な措置を講ずることがあります。

また、校外行事も、これに準じ、延期・中止となりますが、特別な場合は、学校長が適切な措置を講じます。

### 【横浜市内で震度5強以上の地震が観測されたとき】

登校前：原則として当日、および翌日は臨時休校。ただし、被害が少ないなど、状況によっては登校となる場合もある。

登校後：授業等は中止し、学校の安全な場所で待機。保護者に迎えにきてもらい、下校。

### 【神奈川県内にJアラートが発信された場合】

#### 発射情報

登校前：自宅待機

登校後：校舎外に居る場合は、校舎内に避難。校舎内に居る場合は、窓から離れた場所で待機

上空通過・領域外落下の情報確認後、支障がなければ登校、または、授業再開する。